

令和2年10月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年10月20日(火) 午前9時00分～10時00分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

なし

傍聴推進委員

5番	山口 豊	7番	濱崎 郷廣
17番	西田 吉徳		

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	2件	田 畑	2,661 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	84 m ² 1,143 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	11件	田 畑	13,152 m ² 165 m ²
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	 m ² 3,670 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	 m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	86件	田 畑	176,051.47 m ² 33,134 m ²
第7号議案	(イ)農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	1件	田	8,266 m ²
	(ロ)農地法第5条の規定による許可後の承認を伴う事業計画変更申請	1件	田	826 m ²
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	3,631 m ² 3,895 m ²
合 計		113件	田 畑	204,671.47 m ² 42,007.00 m ²

令和2年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より10月の定例会を開催いたします。

7月の改選以来、農業委員に1名の欠員が生じておりましたが、10月1日に市長の任命を受けまして、石井淑雄さんが追加の委員として就任されましたので、ご紹介いたします。

石井委員

只今ご紹介いただきました坂出市商工会議所の石井でございます。去る10月1日に中村会長様立ち合いのもと、坂出綾市長様より農業委員の任命を受けました。皆様方におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、議案の訂正がございます。4ページをお開きください。第3号議案 農地法第5条許可申請の2番、花町の宅地分譲の件でございますが、備考欄に「開発許可」を加えてください。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計107件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 12番 喜田委員さんと13番 吉田昌司委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、7番 山本委員さん、10番 宮本委員さん、14番 川田委員さんと私で、10月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 413㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 2,248㎡

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

本日の案件2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状

況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 2番の申請人は、親子ですか。

事務局書記 2番の申請人は親子ではありません。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
1番、・・・、面積189㎡【議案読み上げ】
無断転用の有無 有
転用目的 農家住宅の宅地拡張
申請理由 申請者は、平成4年に当申請地に納屋を建築し、その後、住居として使用し現在に至りました。今回、その無断転用の解消をするものです。
農地の区分 都市計画法により、用途が第二種住居地域と定められている第3種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積84㎡【議案読み上げ】
無断転用の有無 有
転用目的 貸社員寮への進入路
申請理由 申請者は平成25年に当申請地と併用地である実家を相続したが、現在空き家になって、維持管理に困っていたため、農園へ社員寮として貸すことになりました。進入路は昭和45年から利用しておりましたが、農作業用の中型トラックが通行できるよう法面の整備を行います。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 954 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 無し

転用目的 共同住宅 1棟

申請理由 申請者は高齢になって、耕作が困難になってきたため、将来的な資産運用を考え、アパート経営をすることになりました。14世帯が入居する大きさです。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

竹内委員

無断転用についてですが、夏の研修会で、意図的に行われない場合がほとんどだとお聞きしましたが、今回もそうだと思いますが、意図的に行われなかった場合でも、始末書は提出しなければいけないのですか。

事務局次長

転用許可申請は県知事許可ですので、無断転用の場合は始末書を提出することになっております。相続されている場合だと、先代の方が無断転用をされていたこととなりますが、そのような経緯を記載してもらっています。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件を議題に供しますが11番については、第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」と関連しておりますので、1番から10番までと11番を分けて審議を進めます。

それでは、1番から10番までを議題に供します。

なお、第3号議案の7番については現地調査を実施しておりますので、10番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」7番の現地調査報告をさせていただきます。

7番、・・・、面積 1036 m²

無断転用の有無 なし

転用目的 薬局

申請理由 譲受人は、現在、グループ会社にて申請地南に薬局を営業しておりますが、十分な駐車場を確保できておらず、国道11号線に面して駐車場も確保できる申請地へ移転を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から10番についてご説明いたします。

7番につきましては、先ほどの宮本委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積545 m²外4筆 合計7,731 m²

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに宅地分譲用地の確保を検討していたところ、保育所や小学校までの距離等を考慮した申請地が、生活の利便性から今後も需要が見込めると判断し、本申請の23区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区がない地域であるが、地元水利組合の意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番、・・・、面積482 m² 外1筆 合計786 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに宅地分譲用地の確保を検討していたところ、交通の便が良い申請地が、生活の利便性から今後も需要が見込めると判断し、本申請の4区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農

地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 登記の面積は 786 m²ですが、実測 1160.08 m²であったため、開発許可の協議も進めているところである。

3番、・・・、面積 207 m² 外1筆 計414 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在借家に住んでいますが、交通の便のよい申請地で住宅建築を計画したため。

農地区分 都市計画法により、用途が第二種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請地は、昨年12月の定例会で5条許可申請のご審議をいただきましたが、その後、取下げ願が提出されております。この度、譲受人が替わりまして新たに申請が提出されました。

4番、・・・、面積 199 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人の自宅は、駐車スペースが十分確保できずに困っていたところ、南側に隣接する申請地の譲渡人と宅地を拡張することで話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 165 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、賃貸住宅に居住しておりますが、申請地および併せて利用する土地を購入して、新たな生活の拠点にしようと計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

6番、・・・、面積 330 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在、両親、祖父と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったので、祖父が所有する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 420 m²外1筆 合計499 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在、両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったので、現在の居宅に隣接する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

9番、・・・、面積 908 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに宅地分譲用地の確保を検討していたところ、宅地化が進んでおり、生活の利便性から今後も需要が見込めると判断し、本申請の4区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

10番、・・・、面積 423 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在、借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったので、実家に隣接する父が所有する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から10番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

吉田委員 1番の案件ですが、意見書が水利組合となっていました。他の案件の意見書は全て土地改良区でしたが、何か理由があるのですか。

事務局長補佐 通常は土地改良区と水利組合両方の同意を提出していただきますが、この申請地のところは、土地改良区がありませんので、地元水利組合の同意となります。

梶野委員 今の1番の件ですが、譲渡人は市外の方ですが、耕作放棄地だったのでしょうか。

事務局長補佐 遊休農地にはなっていなかったため、管理はされていたようです。地番が40番の土地については貸していたため、この後、合意解約の報告があります。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から10番につきまして原案どおり承認し、うち9件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、10月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」11番および関連する第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」を合わせて議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」11番および第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」についてご説明いたします。

(7号議案(ロ)1番) 3号議案11番関連

第7号議案(ロ)農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更から説明します。議案書の21ページをご覧ください。

なお、「承継を伴う事業計画変更」とは、許可目的達成が困難と認められるときであって、当該転用事業者に代わって許可に係る土地について転用を希望する者があるときの申請です。

面積 826 m²【議案読み上げ】

転用目的 資材置場

申請理由 承継前の当初の許可を受けた転用事業者は、貸家4棟を建設するという転用事業計画で農地転用5条許可を受けました。しかし、事業は実施されず相続人も今後、貸家を建築する予定も無いため、承継者に譲渡することとしました。

承継による今般の事業者は、本申請地に第3号議案11番のとおり、資材置場への転用予定である。

(3号議案11番)

続きまして、3号議案11番を説明します。議案書の5ページをご覧ください。

面積 826 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業等を運営しており今後の事業拡大および維持管理のための資材置場を探していたところ、国道438号線からも近い申請地の譲渡し人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」11番および第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

宮本委員

転用許可は昭和46年ということで、転用許可後、こんなに長い間何もしなくてもよいのでしょうか。

事務局長補佐

そうですね。許可を取って、そのままになっており、今の所有者が相続しましたが、当初の許可目的の貸し家の事業をする予定もありませんので、土地を処分するため事業計画変更を申請しています。本来はすぐに事業を実施しなければいけません、そのままになっておりました。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」11番および第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達するこ

といたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、第4号議案の3件については現地調査を実施しておりますので、14番 川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

非農地証明願 1番、2番、3番、許可書発行の都合上、3件で申請したものでありますので、合わせてご説明します。

1番、・・・、 面積 1,666 m² 外 2 筆 合計 1,810 m²

2番、・・・、 面積 476 m² 外 1 筆 合計 555 m²

3番、・・・、 面積 1,305 m² 【議案読み上げ】

申請理由 申請地は、果樹栽培を行っていましたが、維持管理ができなくなり 20年以上が経過して山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい、地元農業委員の三木さんからの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」につきましては、先ほどの川田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

喜田委員

参考にお尋ねしたいのですが、この件の非農地証明の目的は何ですか。非農地証明を取るメリットは何ですか。

事務局次長

非農地証明を取る目的は、地目を畑から山林に変えるためです。

事務局長

山林に地目を変更すると、固定資産税が農地よりは安くなります。

三木委員

畑から山林に変えるメリットは、土地改良区の賦課金が不要になりますね。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
- 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」86件を議題に供します。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」86件についてご説明いたします。
- 今月は新規に農地の貸借をする案件が51件、更新が17件、再設定が18件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が47件となっております。
- 以上、農用地利用集積計画書86件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。
- 以上です。
- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」86件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
- 各委員 (委員による審議)
- 【異議なし】の声あり
- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」86件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
- 続いて、第7号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局長補佐 それでは、第7号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。
- 1番、・・・、面積 950㎡ 外4筆 計8,266㎡
- 転用目的 分譲住宅 (30棟) 用地
- 申請理由 造成は全区画完了しておりますが、残り5区画の販売が完了しておらず、2年間の工期延長です。
- 以上、よろしくご審議お願いいたします。
- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
- 各委員 (委員による審議)
- 【異議なし】の声あり
- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積439㎡ 外2筆 計1,424㎡【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積224㎡【議案読み上げ】

解約理由 農業廃止

備考 3条 賃借権の解消

3番、・・・、面積1,290㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 永小作権の解消

4番、・・・、面積330㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 期間賃借権の解消

5番、・・・、面積587㎡【議案読み上げ】

解約理由 借受人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

6番、・・・、面積2,005㎡ 外1筆 計3,671㎡【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 3条 賃借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありますか。

梶野委員

1番と6番の案件は、解約理由が耕作目的となっていますが、貸付人の年齢を教えてください。

川田委員

1番の貸付人は60歳ぐらいです。

事務局書記

6番の貸付人は85歳です。今回の案件は3条申請の賃借権でしたので、合意解約の手続きしないと契約が続きます。当初の契約は昭和61年から平成8年までの期間でしたが、合意解約の手続きをせずに農地だけを返されていたようです。

事務局次長 6番の6206番2の土地は、今回非農地証明願が出ております。20年以上前から耕作はされていませんでしたが、今回、非農地証明願を出すにあたり合意解約手続きをされていないことがわかりました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による確認)
 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。
 その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして10月の定例会を閉会致します。
 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時00分終了